

## 平成 25 年度国民健康保険料率等の検討状況について

特別区の国民健康保険料は、「特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準」に基づき統一保険料方式を採用しており、医療費や被保険者数および国から示される予算等の基礎数値を踏まえ、特別区長会において基準料率が決定される。

現在、国において新年度の予算編成が進められており、保険料率の最終案については、国の動向を注視しつつ、調整を行っている状況である。

については、現段階で特別区区長会において整理されている 25 年度保険料算定の考え方について以下のとおり報告する。

### 1 「旧ただし書方式」移行に伴う経過措置等の扱い

- (1) 「旧ただし書方式」移行に伴う経過措置は 24 年度で終了する。ただし、「住民税非課税」世帯を対象とする新たな減額措置を行う。
- (2) 新たな減額措置は、「旧ただし書所得」から 25 年度は 50%、26 年度は 25%を減額し、保険料を計算する。
- (3) 平成 27 年度からは減額措置を実施せず、本則適用とする。
- (4) 減額措置に要する費用は、一般会計からの繰入金の増加を招かないようにするため、高額療養費を保険料の賦課総額に算入する。

### 2 25 年度の保険料率

2 月以降の特別区長会において最終案が決定された後、国民健康保険運営協議会に諮問し、区議会に条例案を提出する予定である。

### 3 政令改正等の予定

- (1) 特定同一世帯所得者の恒久化  
同世帯の方の中に国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方（特定同一世帯所得者）がいる場合、国民健康保険にそのまま残る被保険者（世帯）の保険料への影響を及ぼさないようにする措置として、均等割の軽減判定の際に特定同一世帯所属者を含めて軽減判定を実施してきた。この措置は 5 年間の経過措置であり、24 年度で終了することとなるため、恒久的な措置とするための改正を行う。
- (2) 共同事業の延長  
被保険者である区市町村間の財政的な不均衡を軽減し、都道府県単位での

保険運営を推進するため、平成 22 年度から 25 年度までの間、暫定的に行われてきた共同事業（高額療養費共同事業および保険財政共同安定化事業）を 26 年度まで 1 年間延長する改正を行う。

なお、当該事業については、既に国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）に平成 27 年度から恒久化されることが定められている。

(3) 東日本大震災に係る長期譲渡所得読み替えに係る規定

地方税法の改正に伴い、東日本大震災で居住用家屋が被害を受け、居住の用に供することができなくなった場合に、その土地の譲渡に係る所得税の課税の特例が適用される期限を 7 年（現行 3 年）に延長することとなっている。国民健康保険料の所得割算定を行う際の長期譲渡所得についても、税と同様の扱いを行うための改正を行う。

(4) 障害者自立支援法等の名称変更

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）の一部改正に伴い、引用している法等の名称が変更されたため、所要の改正を行う。